

南方要員調査票 (本人記入)

囑託 (判任扱)

官 (職)

氏

名

松尾 龍

一

部

課

興亞院華中連絡部財務局

一、本人ノ意向

特ニ希望ス

應ホルノ決意ナリ

應シ難キ已ムヲ得サル事情アリ
(事情)

南方要員調査票 (課長記入)

官 (職)

部 課

松尾 龍

名 松尾 龍

三イ、本人ノ適スル職務

ロ、本人ヲ推薦シ得ル程度

甲

乙

丙

三、本人カ要員トナル場合ノ地位

勅

奏

判

四、本人ノ轉出ニ付各課ニ於ケル差支ノ有無及之ニ對スル意見

支障ナシ

後任要員

南方要員調査票 (本人記入)

官(職)氏名
漢口駐在部 課 嶋 託 鈞 谷 武

一、本人ノ意向

至濟関係

特ニ希望ス

應ナルノ決意アリ

應シ難キ事トバトヲ得サル事情アリ

(事情)

南方要員調査票 (課長記入)

官(職)氏名
部 課 嶋 託 鈞 谷 武

ニイ、本人ノ適スル職務

至濟関係

ロ、本人ヲ推薦シ得ル程度

甲

乙 丙

三、本人力要員トナル場合ノ地位

勅

奏

判

四、本人ノ轉出ニ付各課ニ於ケル差支ノ有無及之ニ對スル意見

後任神元ノ要アリ

南方要員調査票 (本人記入)

官(職) 氏 名

官房部會計課 興亜院雇 吉和辰雄 (吉和)

本人ノ意向

特ニ希望ス

應スルノ決意アリ

應シ難キ已ムヲ得サル事情アリ (事情)

有

南方要員調査票 (課長記入)

官(職) 氏 名

吉和辰雄

部 課

會計事務

イ、本人ノ適スル職名

ロ、本人ヲ推薦シ得ル程度

甲 乙 丙

三、本人カ要員トナル場合ノ地位

新 判

本人ノ轉出ニ付各課ニ於ケル差支ノ有無及之ニ對スル意見

後任 吉和辰雄

南方要員調査票 (本人記入)

官(職) 氏 名

官房部會計課

佐石

井

功

印

一、本人ノ意向

特ニ希望ス

應スルノ決意アリ

應シ難キ已ムヲ得サル事情アリ
(事情)

有

無

有 但シ給俸ニヨリテ特ニ考慮せしむ

南方要員調査票 (課長記入)

官(職) 氏 名

部 課

石井 功

庶務、政務、宣傳事務

二、本人ノ適スル職務

ロ、本人ヲ推薦シ得ル程度

甲 乙

三、本人カ要員トナル場合ノ地位

新 判

本人ノ轉出ニ付各課ニ於ケル差支ノ有無及之ニ對スル意見

後任要補充

